

# 無形文化遺産の保護に関する第18回政府間委員会会合の概要と課題

二 神 葉 子

## 1. はじめに

UNESCOの無形文化遺産の保護に関する条約（Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage、日本語略称：無形文化遺産保護条約）の締約国は、現在182か国<sup>1)</sup>を数える。アメリカ合衆国やカナダ、オーストラリアやニュージーランドといったいわゆる主要国の一部が締約国になっていないものの、締約国数からみれば無形文化遺産保護条約は普遍的な条約<sup>2)</sup>であり、このことは世界的にこの条約に対する関心が高いことの表れといえる。日本は無形文化遺産保護条約の成立及び履行に深く関与しており、国内的には2013年の「和食：日本人の伝統的な食文化」の人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity、以下、代表一覧表）への記載以降、「山・鉾・屋台行事」（2016年）や「来訪神：仮面・仮装の神々」（2018年）など数多くの実践の一括記載や、2023年の文化財保護法改正の際の登録無形文化財制度の導入、さらには登録無形文化財の分類としての生活文化の設定<sup>3)</sup>もあって、世界遺産との混同は一向に解消されないものの「UNESCOの無形文化遺産」への関心は非常に高い。一方で、無形文化遺産への世界的な注目度の高さにより引き起こされたさまざまな課題も表面化している。

ところで、代表一覧表への記載をはじめとした、無形文化遺産保護条約の履行状況に関する審議を行うのが「無形文化遺産の保護に関する政府間委員会（Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage、以下、政府間委員会）」である。ここでは、2023年12月に開催された第18回政府間委員会会合について、その概要と、会合での議論から見出された無形文化遺産保護条約の履行における課題、及び今後の展望について述べる。

## 2. 無形文化遺産保護条約第18回政府間委員会会合

無形文化遺産保護条約第18回政府間委員会会合は、2023年12月5日～12月8日を会期として、ボツワナのチョベ川（ザンベジ川）沿いに位置し、ナミビア、ザンビア、ジンバブエの3か国と国境を接する町カサネのCresta Mowana Resortで開催された。予定された会期は4日～9日であったが、会場建設の都合で開始は1日遅れ、審議が順調に進捗したことから終了は1日早まった。当研究所からは筆者と無形文化遺産部無形文化財研究室長の前原恵美が4年ぶりに現地へ赴き、会合を傍聴した。

第18回政府間委員会の議長はボツワナのUNESCO代表部大使であるH.E. Mr. Mustaq Moorad（ボツワナ）、委員国の中からUNESCOの選挙グループごとに1か国ずつ<sup>4)</sup>が選出される副議長国はスイス

(グループⅠ)、スロバキア(グループⅡ)、ペルー(グループⅢ)、バングラデシュ(グループⅣ)、モロッコ(グループⅤ(b))であった。政府間委員会の全ての議事を記録・報告するラポルトゥールは、Ms. Eva Kuminkova(チェコ)が務めた。政府間委員会で議決権のある委員国は、隔年(西暦の下1桁が偶数の年)で開催される条約の締約国会議(General Assembly of the States Parties to the Convention、以下、締約国会議)において、全締約国の中から24か国が選ばれる。委員国の任期は4年間で、各回の締約国会議で半数が改選される。下一桁が奇数の年である2023年には締約国会議は開催されないため、委員国の顔ぶれは前回と変わらず、以下のとおりである(英語のアルファベット順)。

選挙グループⅠ(西欧及び北米<sup>5)</sup>地域): ドイツ、スウェーデン、スイス

選挙グループⅡ(中・東欧地域): チェコ、スロバキア、ウズベキスタン

選挙グループⅢ(ラテンアメリカ・カリブ地域): ブラジル、パナマ、パラグアイ、ペルー

選挙グループⅣ(アジア太平洋地域): バングラデシュ、インド、マレーシア、韓国、ベトナム

選挙グループⅤ(a)(アフリカ<sup>6)</sup>地域): アンゴラ、ボツワナ、ブルキナファソ、コートジボワール、エチオピア、ルワンダ

選挙グループⅤ(b)(アラブ地域): モーリタニア、モロッコ、サウジアラビア

第18回政府間委員会会合の議題は表1に示す23件である。本稿では、これらのうち議題8など一覧表への記載及び抹消を中心に議論の概要を紹介する。

表1 無形文化遺産保護条約第18回政府間委員会 議事一覧

議題番号	議題名称
1.	Opening (開会)
2.	Adoption of the agenda (議事の採択)
3	Observers (オブザーバー)
4.	Adoption of the summary records of the seventeenth session of the Committee (第17回政府間委員会議事概要の採択)
5.	Report by the Secretariat on its activities (January 2022 to June 2023) (事務局による自らの活動についての報告 2022年1月~2023年6月)
6.	Twentieth anniversary of the 2003 Convention in 2023 (2023年の無形文化遺産保護条約20年記念)
7.a	Examination of the reports of States Parties on the current status of elements inscribed on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告の審議)
7.b	Examination of the reports of the regional cycle of periodic reporting on the implementation of the Convention and on the current status of elements inscribed on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity by States Parties in the Arab States (アラブ地域の締約国による、条約の履行及び代表一覧表記載案件の現状に関する定期報告地域サイクルの報告の審議)
7.c	Update on the regional cycles of the Convention's periodic reporting and proposal for related amendments to the Operational Directives (条約の定期報告の地域サイクルに関する最新情報及び関連の運用指示書の改定の提案)
8	Report of the Evaluation Body on its work in 2022 (評価機関の2022年における業務の報告)
8.a.	Examination of nominations for inscription on the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding (緊急保護一覧表記載への提案の審議)
8.b.	Examination of nominations for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity (代表一覧表記載への提案の審議)
8.c	Examination of proposals to the Register of Good Safeguarding Practices (保護のグッド・プラクティスの登録への提案の審議)
8.d.	Examination of requests for International Assistance (国際的援助の要請の審議)
9.	Follow-up on elements inscribed on the Lists of the Convention (条約の一覧表に記載された案件のフォローアップ)

10.	Report on International Assistance from the Intangible Cultural Heritage Fund and proposal for related amendments to the Operational Directives (無形文化遺産基金からの国際的援助に関する報告及び関連の運用指示書の改定の提案)
11.	Reflection on a broader implementation of Article 18 of the Convention and proposal for related amendments to the Operational Directives (条約第18条のより広範な履行に関する検討及び関連の運用指示書の改定の提案)
12.	Thematic initiatives on living heritage and sustainable development (リビング・ヘリテージと持続可能な開発に関するテーマ別取組)
13.	Intangible Cultural Heritage Fund: voluntary supplementary contributions and other issues (無形文化遺産基金：自発的な追加の貢献及びその他の課題)
14.	Draft plan for the use of the resources of the Intangible Cultural Heritage Fund in 2024 and 2025 (2024年及び2025年の無形文化遺産基金のリソースの使用に関する計画案)
15.	Report of the non-governmental organizations forum (非政府組織フォーラムの報告)
16.	Accreditation of new non-governmental organizations and review of accredited non-governmental organizations (新たな非政府組織の認定と認定非政府組織のレビュー)
17.	Establishment of the Evaluation Body for the 2024 cycle (2024年サイクルでの評価機関の設置)
18.	Date and venue of the nineteenth session of the Committee (第19回政府間委員会会合開催時期及び場所)
19.	Election of the members of the Bureau of the nineteenth session of the Committee (第19回政府間委員会ビューローメンバー選出)
20.	Report by the Committee to the General Assembly on its activities (January 2022 to December 2023) (政府間委員会による自身の活動に関する締約国会議への報告(2022年1月～2023年12月))
21.	Other business (その他)
22.	Adoption of the list of decisions (決議の採択)
23.	Closure (閉会)

## 2-1 評価機関の活動（議題8）

緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表 (List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding、以下、緊急保護一覧表) 及び代表一覧表記載への提案、保護に関するグッド・プラクティスへの選定 (Register of Good Safeguarding Practices、以下、グッド・プラクティス)、及び100,000米ドルを超える国際的援助<sup>7)</sup>の要請の評価の任にあたるのが評価機関 (Evaluation Body) である。この評価機関は、様々な分野の無形文化遺産の専門家により構成され、6名はUNESCOの各選挙グループから1名ずつの委員国以外の締約国、6名はやはり各選挙グループから各1団体の認定NGOの専門家とされる。第18回政府間委員会会合での審議に向けての評価機関の議長はMr. Nigel Encalada (ベリーズ)、副議長をMs Gulnara Aitpaeva (Aigine CRC)、ラポルトゥールはMs. Evdokia Tsakiridis (Workshop intangible heritage Flanders) が務めた。第18回政府間委員会の評価機関は以下に示す6名の専門家及び6団体の認定NGOからなる。評価機関の任期は4年で、毎年、全体の4分の1が改選される。以下の評価機関の構成員のうち下線部は、前回の第17回政府間委員会会合で改選され、新たに評価機関に加わった3か国の専門家と1団体の認定NGOである。なお、本サイクルにおいて3枠ではなく4枠が新任となったのは、選挙グループV(a)について、2022年の締約国会議で当該グループのエチオピアが委員国に選出されたのを受けて、同国の専門家が任期途中で退任、新たに選出されたためである。

委員国以外の締約国の専門家 (Expert representatives of States Parties non-Members of the Committee)

選挙グループ I : Ms. Evrim Ölçer Özünel (トルコ)

選挙グループ II : Mr. Rimvydas Laužikas (リトアニア)

選挙グループ III : Mr. Nigel Encalada (ベリーズ)

選挙グループⅣ：Mr. Kirk Siang Yeo (シンガポール)

選挙グループⅤ(a)：Ms. Tiana Lalaina Razafimanantsoa (マダガスカル)

選挙グループⅤ(b)：Ms. Nahla Abdallah Emam (エジプト)

認定NGO (Accredited non-governmental organizations)

選挙グループⅠ：Workshop intangible heritage Flanders

選挙グループⅡ：European Association of Folklore Festivals

選挙グループⅢ：Daniel Rubin de la Borbolla Center

選挙グループⅣ：Aigine Cultural Research Center – Aigine CRC

選挙グループⅤ(a)：Cross-Cultural Foundation of Uganda (CCFU)

選挙グループⅤ(b)：Syria Trust for Development

1回の政府間委員会会合における提案書 (nomination file) の審議件数に対しては、運用指示書第33段落で、委員国がその権限により次の二つのサイクル (2か年の各年) で扱う提案書の件数を決めるとされる。2013年の第8回政府間委員会会合において、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計について定めた50件という上限 (ceiling)<sup>8)</sup> が、長く基準とされてきた。しかし、2022年の第17回政府間委員会は、代表一覧表、緊急保護一覧表、グッド・プラクティス、100,000米ドルを超える国際的援助の合計で60件を上限 (ceiling) と定めた<sup>9)</sup>。そこで、2022年3月31日の締め切りまでに無形文化遺産保護条約の事務局 (UNESCOのリビング・ヘリテージ・エンティティ (Living Heritage Entity)、以下、事務局) に提出された提案書に対し、次に示す優先順位<sup>10)</sup> が設けられた。2022年サイクルに検討の対象とされた提案書がない締約国からの提案44件、優先度[i]として代表一覧表もしくは緊急保護一覧表への記載、グッド・プラクティスへの選定、100,000米ドルを超える国際的支援の承認のいずれの経験も有しない締約国からの提案 (3件)、緊急保護一覧表への記載提案 (2件)、優先度[ii]として複数国による提案 (11件) の合計60件が対象となった<sup>11)</sup>。これらの提案書は、技術的な不備を解消するための事務局による締約国への情報要請を経て、技術的に不備があるとされ、関係締約国が取り下げた1件を除く59件が評価機関による検討の対象とされ、事務局が完全であると確認された提案のうち、議題8の会議文書の公開までに3件が締約国によって取り下げられた。なお、優先度[iii] (これまでに記載、選定あるいは承認された案件が所定の件数<sup>12)</sup> を超えない締約国からの提案)<sup>13)</sup> 及びいずれの優先度にも該当しない提案は、2023年の検討の対象に含まれていない<sup>14)</sup>。なお、提案書が検討対象外となった締約国は、2年のサイクルの間に少なくとも1件の提案書を審議対象とできるとの決定<sup>15)</sup> に基づき、2024年には最優先でその提案書が審議対象となる<sup>16)</sup>。

議題8で扱われた提案は表2-1~4のとおりで、評価機関の勧告と政府間委員会での決議 (審議前の取下げを含む)、及び評価機関と関係締約国との対話が実施されたかどうかを併せて示した。案件名の和訳は筆者による便宜的な仮訳である。案件の正式な名称はUNESCOの公用語である英語及びフランス語で、各提案書には関係締約国の言語での名称も記載されている。なお、各案件の提案書は、提案書の付属資料である画像や映像なども含め、UNESCOの第18回政府間委員会関連ウェブサイト (<https://ich.unesco.org/en/18com>) で閲覧可能である。

表 2-1 緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表記載への提案案件 (6件)

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
18.COM 8.a.1	シリア	Traditional Syrian glassblowing (伝統的なシリアの吹きガラスの技法)		1956	記載	記載
18.COM 8.a.2	トルコ	Traditional knowledge, methods and practices concerning olive cultivation (オリーブ栽培に関する伝統的な知識、技法及び実践)		1983	記載	記載
18.COM 8.a.3	ジブチ	Xeedho (ヘードー) *娘の結婚の1週間後に、娘の母親が娘の結婚相手に贈る料理		2001	記載	記載
18.COM 8.a.4	マレーシア	Mek Mulung (メク・ムレン) *マレーシアの伝統的な劇		1610	記載	記載
18.COM 8.a.5	モザンビーク	Ingoma Ya Mapiko (インゴマ・ヤ・マピコ) *マピコ・ダンスは祝賀の踊り	○	1996	記載	記載
18.COM 8.a.6	パラグアイ	Ancestral and traditional techniques for the elaboration of the 'Poncho Para'i de 60 Listas', from the city of Pinibeby, Republic of Paraguay (パラグアイのピリベブイ市における「60の縞のポンチョ・パライ」の制作に関する先祖から伝わる伝統的な技術)		1992 2076	記載	記載
				記 載	6	6
				情 報 照 会	0	0
				不 記 載	0	0
				取 下 げ		0
				合 計	6	6

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8a-urgent-safeguarding-list-01324>

表 2-2 人類の無形文化遺産の代表的な一覧表への記載提案案件 (45件)

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
18.COM 8.b.1	オランダ	Rotterdam Summer Carnival (ロッテルダムの夏のカーニバル)		1868	記載	記載
18.COM 8.b.2	ナイジェリア	Sango Festival, Oyo (サンゴの祭り、オヨ)		1884	記載	記載
18.COM 8.b.3	パレスチナ	Dabkeh, traditional dance in Palestine (ダブケ、パレスチナの伝統的な舞踊)		1886	記載	記載
18.COM 8.b.4	ペルー	Practices and meanings associated with the preparation and consumption of ceviche, an expression of Peruvian traditional cuisine (セビーチェの調理と消費に関する実践と意味、ペルーの伝統的な食の表現)		1891	記載	記載
18.COM 8.b.5	フィリピン	Aklan piña handloom weaving (アクラン・ピーニャの手機による機織り)		1724	記載	記載
18.COM 8.b.6	ポーランド	Polonaise, traditional Polish dance (ポロネーズ、伝統的なポーランドの舞踊)		1695	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
18.COM 8.b.7	スーダン	Procession and celebrations of Prophet Mohammed's birthday in Sudan (スーダンでの預言者ムハンマドの誕生日の行列/行進及び祝賀)	○	1700	記載	記載
18.COM 8.b.8	スイス	Alpine pasture season (高山の放牧のシーズン)		1883	記載	記載
18.COM 8.b.9	タジキスタン	Traditional knowledge and skills of production of the atlas and adras fabrics (アトラス及びアドラスという織物の制作に関する伝統的な知識と技能)		1862	記載	記載
18.COM 8.b.10	タイ	Songkran in Thailand, traditional Thai New Year festival (タイのソンクラーン、タイの新年の祭り)		1858	記載	記載
18.COM 8.b.11	トルクメニスタン	Art of Akhal-Teke horse breeding and traditions of horses' decoration (アカル=テケと呼ばれる馬の飼育の技術と馬の装飾の伝統)		1726	記載	記載
18.COM 8.b.12	UAE、オマーン、サウジアラビア	Harees dish: know-how, skills and practices (ハリース料理：ノウハウ、技能及び実践)	○	1903	記載	記載
18.COM 8.b.13	ウズベキスタン	Ceramic arts in Uzbekistan (ウズベキスタンのやきものの技術)		1854	記載	記載
18.COM 8.b.14	アルバニア、アンドラ、オーストリア、クロアチア、フランス、ギリシャ、イタリア、ルクセンブルク、ルーマニア、スペイン	Transhumance, the seasonal droving of livestock (移牧、家畜の季節的な移動放畜)		1730	記載	記載
18.COM 8.b.15	アンドラ	Sona, drawings and geometric figures on sand (ソナ、砂の絵画と幾何学模様)			記載	記載
18.COM 8.b.16	アルメニア	Tradition of blacksmithing in Gyumri (ギュムリの鍛冶の伝統)	○	1867	記載	記載
18.COM 8.b.17	オーストリア、ベルギー、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スイス	Traditional irrigation: knowledge, technique, and organization (伝統的な灌漑：知識、技術及び組織)		1714	記載	記載
18.COM 8.b.18	アゼルバイジャン、イラン、タジキスタン、トルコ、ウズベキスタン	Art of illumination: Təzhib / Tazhib / Zarhalkori / Tezhip/Naqqoshlik (イルミネーションの技術：タジブ/タジブ/ザラルコリ/テジブ/ナツコシュリク)	○	1701	記載	記載
18.COM 8.b.19	アゼルバイジャン、イラン、トルコ、ウズベキスタン	Iftar / Eftari / Ifar / Iftor and its socio-cultural traditions (イフタル/エフタリ/イフコル及びその社会文化的伝統)	○	1849	記載	記載
18.COM 8.b.20	アゼルバイジャン、トルコ	Craftsmanship and performing art of balaban / mey (バラバン/メイの職人技と舞台芸術)		1878	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
18.COM 8.b.21	アゼルバイジャン、トルコ	Craftsmanship of mother of pearl inlay* (真珠貝の象嵌の職人技) *貝の木象嵌も含まれるので、漆工の螺細とは区別した		1844	記載	記載
18.COM 8.b.22	バハマ諸島	Junkanoo (ジュンカノー) *バハマ諸島の国の文化の祭典		1742	記載	記載
18.COM 8.b.23	Bangladesh	Rickshaws and rickshaw painting in Dhaka (ダッカのリキシャとリキシャの絵画)		1861	記載	記載
18.COM 8.b.24	ボリビア	Ch'utillos, the Festival of San Bartolomé and San Ignacio de Loyola, the meeting of cultures in Potosí (チュティリヨス、サン・バルトロメとサン・イグナシオ・デ・ロヨラの祭、ポトシでの文化の出会い)		1863	記載	記載
18.COM 8.b.25	カメルーン	Nguon, rituals of governance and associated expressions in the Bamoun community (ニューオン、バムーンのコミュニティでの統治の儀礼と関連の表現)		1717	記載	記載
18.COM 8.b.26	コロンビア、キプロス、ドイツ、キルギス、ルクセンブルク、ナイジェリア、スロベニア、トゴ	Midwifery: knowledge, skills and practices (助産: 知識、技能及び実践)		1882	記載	記載
18.COM 8.b.27	コートジボワール	Traditional skills of loincloth weaving in Côte d'Ivoire (コートジボワールのふんどし織りの伝統技能)		1857	記載	記載
18.COM 8.b.28	キューバ、メキシコ	Bolero: identity, emotion and poetry tuned into song (ボレロ: アイデンティティ、歌と化した感情と詩)		1873	記載	記載
18.COM 8.b.29	チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、スペイン	Knowledge, craft and skills of handmade glass production (ハンドメイドガラス製造の知識、技術及び技能)		1859	記載	記載
18.COM 8.b.30	エチオピア	Shuwalid festival (シュワリドの祭)		1710	記載	記載
18.COM 8.b.31	グレナダ	Traditional wooden boatbuilding in Carriacou and Petite Martinique (カリアクーとプチ・マルティニークの伝統的な木造ボート制作)		1876	記載	記載
18.COM 8.b.32	インド	Garba of Gujarat (グジャラートのガルバ)		1712	記載	記載
18.COM 8.b.33	インドネシア	Jamu wellness culture (ジャムーのウェルネスの文化)		1902	記載	記載
18.COM 8.b.34	イラン、タジキスタン	Sadeh / Sada celebration (サデー/サダの祝祭)	○	1733	記載	記載

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議
18.COM 8.b.35	イラク	Traditional craft skills and arts of Al-Mudhif* building (アルムディフの建設の伝統的な制作技能と技術) *アシとバビルスで作られたアーチ状の構造物		1698	記載	記載
18.COM 8.b.36	イラク、アルジェリア、エジプト、モーリタニア、モロッコ、パレスチナ、サウジアラビア、スーダン、チュニジア、イエメン	Arts, skills and practices associated with engraving on metals (gold, silver and copper) (金属(金、銀及び銅)への彫刻に関連した技術、技能及び実践)		1851	記載	記載
18.COM 8.b.37	イタリア	The practice of opera singing in Italy (イタリアのオペラ歌唱の実践)	○	1890	記載	記載
18.COM 8.b.38	キルギス	Elechek, Kyrgyz female headwear: traditional knowledge and rituals (エレチェク、キルギスの女性用頭飾り: 伝統的な知識と儀礼)		1894	記載	記載
18.COM 8.b.39	ラオス	Traditional craft of Naga motif weaving in Lao communities (ラオのコミュニティにおけるナーガの文様を織る伝統技術)	○	1846	記載	記載
18.COM 8.b.40	レバノン	Al-Man'ouché, an emblematic culinary practice in Lebanon (アル=マン・ウシエ、レバノンの代表的な調理の実践)		1687	記載	記載
18.COM 8.b.41	リトアニア	Sodai straw garden* making in Lithuania (リトアニアのソダイ・ストロー・ガーデンの制作) *穀物の茎で作られた幾何学的な形状の飾り		1866	記載	記載
18.COM 8.b.42	マダガスカル	Hiragasy, a performing art of the Central Highlands of Madagascar (ヒラガシイ、マダガスカル中央高地の舞台芸術)	○	1703	記載	記載
18.COM 8.b.43	マルタ	Maltese Village Festa, an annual community celebration (マルティーズ・ビレッジ・フェスタ、毎年コミュニティの祝祭)		1705	記載	記載
18.COM 8.b.44	モーリタニア	Mahadra, a community system for transmission of traditional knowledge and oral expressions (マハドドラ、伝統的な知識と口頭での表現の伝承のためのコミュニティのシステム)	○	1685	記載	記載
18.COM 8.b.45	モロッコ	Malhun, a popular poetic and musical art (マルン、庶民の詩と音楽の技術)		1889	記載	記載
				記載	45	45
				情報照会	0	0
				不記載	0	0
				取下げ	-	0
				合計	45	45

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8b-representative-list-01325>



表2-3 グッド・プラクティス提案案件（4件）

決議案No.	締約国	案件名称	対話	提案書No.	勧告	決議	
18.COM 8.c.1	パナマ	ICH safeguarding practices program for the cultural and ecologic Sea Turtle Festival of Amila (アルミラの文化的、環境的なウミガメ祭りのための無形文化遺産保護の実践プログラム)		1697	選定	選定	
18.COM 8.c.2	スウェーデン	Nyckelharpa network, an innovative dissemination of a music and instrument-building tradition with roots in Sweden (ニッケルハルパのネットワーク、スウェーデンに起源をもつ音楽及び楽器制作の伝統の革新的な発信)		1716	選定	選定	
18.COM 8.c.3	ベネズエラ	Program for the safeguarding of the Bandos and Parrandas of the Holy Innocents of Caucagua: nuclei of initiation and transmission of wisdoms and community councils (カウカグアの保護のためのプログラム イニシエーションの中核と叡智の伝承及びコミュニティ協議会)		1856	選定	選定	
18.COM 8.c.4	ベルギー	Safeguarding foster care* heritage in the merciful city of Geel: a community-based care model (慈悲深い都市ヘールにおける養護制度の遺産の保護：地域に根ざしたケアモデル) * ここでは、精神的な課題を抱えた人を家庭で預かり療養される仕組みを指すため、「里親」とはしない		622	選定	選定	
					選定	4	4
					情報照会	0	0
					非選定	0	0
					取下げ	-	0
					合計	4	4

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8c-register-01326>

表2-4 国際的援助要請案件（2件）

決議案No.	締約国	案件名称	申請額	対話	提案書No.	勧告	決議
18.COM 8.d	ジンバブエ	Awareness raising on the importance of the UNESCO 2003 Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage among traditional leadership and local communities in Zimbabwe (ジンバブエにおける伝統的なリーダーシップ及び地元コミュニティの中での無形文化遺産条約の重要性に関する認識向上)	US\$321,339		1901	承認	承認

18.COM 8.a.6 ※	パラグアイ	Ancestral and traditional techniques for the elaboration of the 'Poncho Para'i de 60 Listas', from the city of Piribebuy, Republic of Paraguay (パラグアイのピリベブイ市における「60の縞のポンチョ・パライ」の制作に関する先祖から伝わる伝統的な技術)	US\$74,500		2076	承認	承認
					承認	2	2
					情報照会	0	0
					不承認	0	0
					取下げ	-	0
					合計	2	2

各案件の提案書及び添付資料 URL <https://ich.unesco.org/en/8d-international-assistance-01327>

※ 当該案件は緊急保護一覧表への記載提案と同時に国際的援助の要請が行われた案件で、緊急保護一覧表記載に関する審議において扱われた。

代表一覧表への記載提案について、評価機関が提案書全体について好ましい事例 (good examples) として挙げたのは次のとおりである。「高山の放牧のシーズン」(スイス) は、案件と環境や農業の持続性との関連を表現したよく準備された提案書であった。「真珠貝の象嵌の職人技」(アゼルバイジャン、トルコ) は、両関係締約国が提案の過程や、共同での保護の手段の提案において緊密な技術協力を行っていることが表現されている点でよく準備された提案書である。「助産：知識、技能及び実践」(コロンビア、キプロス、ドイツ、キルギス、ルクセンブルク、ナイジェリア、スロベニア、トーゴ) は、リビング・ヘリテージの全領域を網羅し、ジェンダー平等性、女性のヘルスケア、伝統的な知識の振興を盛り込んでいる点でよく準備されている。また、複数の選挙グループの締約国が参加していることで複数国による提案の事例となり、リビング・ヘリテージや無形文化遺産保護条約がどのように全世界的な協力を促進するのかを示している。「ボレロ：アイデンティティ、歌と化した感情と詩」(キューバ、メキシコ) は、素晴らしい映像や、しっかりと構成された保護の計画が提案書に添付されていた<sup>17)</sup>。

提案の特定の箇所に関して好ましいとされた案件は、「ロッテルダムの夏のカーニバル」(オランダ)、「サンゴの祭り、オヨ」(ナイジェリア)、「セビーチェの調理と消費に関する実践と意味、ペルーの伝統的な食の表現」(ペルー)、「アクラン・ピーニャの機織り」(フィリピン)、「アトラス及びアドラスという織物の制作に関する伝統的な知識と技能」(タジキスタン)、「タイのソンクラーン、タイの新年の祭り」(タイ)、「伝統的な灌漑：知識、技術及び組織」(オーストリア、ベルギー、ドイツ、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、スイス)、「バラバン／メイの職人技と舞台芸術」(アゼルバイジャン、トルコ)、「ニュオン、バムーンのコミュニティでの統治の儀礼と関連の表現」(カメルーン)、「ハンドメイドガラス製造の知識、技術及び技能」(チェコ、フィンランド、フランス、ドイツ、ハンガリー、スペイン)、「サデー／サダの祝祭」(イラン、タジキスタン)、「エレチェック、キルギスの女性用頭飾り：伝統的な知識と儀礼」(キルギス)、「マルティーズ・ビレッジ・

フェスタ、毎年のコミュニティの祝祭」(マルタ)である。このうちペルーの提案は、文化的な空間と社会的、文化的、自然のコンテキストにおける、食に関する案件を取り巻く実践の広範な理解を表現している。また、この案件は食糧安全保障も強調している<sup>18)</sup>。

一方で、評価機関は本サイクルの提案書についてこれまでと同様に、翻訳の質の低さに起因すると思われる不正確な表現、誤字、誤った欄への記入などがみられる提案書が非常に多いこと<sup>19)</sup>を指摘したほか、さまざまな課題について言及した。これらの課題のうち、日本の今後の提案にも関連する可能性がある内容を紹介する。

- ・無形文化遺産と生計：過去の評価機関報告書でも指摘されたように、無形文化遺産の案件は、工芸品や食文化の場合には生産サイクルの一部として、あるいは観光客向けのアトラクション、スペクタクル、その他関係コミュニティの収入源として、経済活動と直接関連する可能性がある。このような観点から、評価機関は、一部の関係締約国が積極的に生計の側面を促進する措置を策定していることを指摘した。評価機関は、このような現実を認め、この関連性が提案された案件の実施可能性を損なうとは限らないと考える。しかし、締約国は、案件の提案の第一の目的は、その社会的・文化的機能とコンテキストを保護することであることを留意してほしい。この側面は、提案書の中心的な記述となるべきである。同様に、案件が観光と関連している場合、締約国は、記載によって生じる可能性のある予期せぬ結果を緩和する措置や計画を明らかにすべきである<sup>20)</sup>。
- ・法的枠組み、方針、ライセンス、認証：本審議会は、いくつかの提案書において、法的枠組み、政策、免許、資格が、現在実施中の、あるいは提案された保護措置として同定されていることに着目した。締約国に対し、その案件がどのように実践され、伝達されるかという動態を考慮し、そのような措置から生じる可能性のある「凍結」や脱コンテキスト化など、意図せぬ効果を緩和するよう要請する<sup>21)</sup>。
- ・非公的な伝承：評価機関は、既存の公的ではない伝承手段が実施不能になりつつある特定の場面に着目した。その結果、締約国は、案件の継続的な伝承を確保するために、より公的な措置の採用を提案している。例えば、以前は家族が非公的な伝承手段であったが、それがもはや不可能となった場合、締約国は、学校やその他の組織的プログラムなど、家族単位以外の公的な伝承手段を提案している。これは案件の保護に必要なかもしれないが、締約国は脱コンテキスト化などのリスクに注意すべきである<sup>22)</sup>。
- ・ジェンダーに関する課題：無形文化遺産保護条約は、無形文化遺産の実践、伝承、保護における性別役割の相互尊重を支持する。締約国は、記載提案案件に関連する性別役割について詳述すべきである。また、締約国はジェンダーに関して、案件の実践が、実践のコンテキストにおける衝突や疎外、差別の原因とはならないと説明する十分な情報を提供しなければならない<sup>23)</sup>。
- ・「超常的な」側面に言及した提案書：締約国が超常的な事柄に言及する場合、案件との関連性を立証するための説明の提供が重要である。評価機関は、そのような記述について説明が容易ではないかもしれないこと、あるいは一部の情報を秘匿する必要があるかもしれないことを認識しているが、案件との関連を明確に示すよう努めるべきである<sup>24)</sup>。

また、第15回政府間委員会(2020年、オンライン)から正式に導入されたダイアログ・プロセス

(dialogue process<sup>25)</sup>) は今回も実施され、適用されたのは表2-1及び2-2の「対話」の項目に○が付された12件（緊急保護一覧表への記載提案1件、代表一覧表記載提案11件）であった。ダイアログ・プロセスの対象となった提案はいずれも記載が決議された。

## 2-2 条約第18条のより広範な履行に関する検討及び関連の運用指示書の改定の提案（議題11）

無形文化遺産保護条約第18条で言及されている、グッド・プラクティスへの登録のメカニズムは、代表一覧表や緊急保護一覧表への記載に比べてあまり活用されておらず、これまでに33件（関係締約国は31か国）しか登録されていない<sup>26)</sup>。多様な課題に対処するための無形文化遺産保護条約の一覧表作成メカニズムに関する世界的な検討（global reflection on the listing mechanisms of the 2003 Convention）を通じて、すでに以下の改善がなされている。一つは、グッド・プラクティスの評価基準P.9の削除（運用指示書第7段落）で、もう一つは緊急保護一覧表から代表一覧表への要素の移行に関連して、評価機関がグッド・プラクティスの登録簿に保護の成功経験を含めることを勧告する可能性（運用指示書第39.3段落）である<sup>27)</sup>。また、無形文化遺産保護条約の一覧表作成メカニズムに関する世界的な検討の成果として、第16回政府間委員会会合では、条約第18条の可能性を最大限に追求するための別の検討の開始を決定した。

議題11では、条約第18条をより広範に、またグッド・プラクティスの枠を超えて履行する方法について、第17回政府間委員会会合以降に行われた検討の進捗状況が報告された。2023年4月19日～21日にはスウェーデンのストックホルムで専門家会合が開催され、a) プログラム、プロジェクト、活動を通じて、より多くの活動を「グッド・プラクティス」に登録する方法、b) 登録簿の登録基準改定の可能性、c) 条約の他の国際協力メカニズムと連携する方法、について提言を行った。また、登録簿自体にとどまらず、優れたグッド・プラクティスを共有するためのオンライン基盤の構築を提言した。さらに、第18条の履行における様々な関係者の参加を改善するため具体的な提案がなされた<sup>28)</sup>。専門家会合に続いて、オープンエンドの政府間作業部会がパリのUNESCO本部で同年6月4日～5日に開催された。会合の話題は、1. グッド・プラクティスへのアクセスの改善及び可視性向上、2. グッド・プラクティスの経験を共有するためのオンライン基盤の構築に向けて、3. その他、であった<sup>29)</sup>。作業部会は、運用指示書の改定として、評価基準P.2及びP.8の削除、P.1とP.3、P.6とP.7をそれぞれ統合すること、既存の評価基準と区別するために、P.1、P.2……という項番からG.1、G.2……という項番に変更すること、全ての評価基準を満たすことを選定の条件とすること、を提案している<sup>30)</sup>。また、情報共有のためのオンライン基盤の構築に関しては、開発費用を30万米ドル、ランニングコストを年間50万米ドルと見積もったうえで、基盤構築の段階的な実施という専門家会合の提案に同意した。進捗状況の報告は2025年の第20回政府間委員会会合で行われる予定である<sup>31)</sup>。

委員国やその他の締約国、認定NGOからは、評価基準が多すぎたことがグッド・プラクティスの活用を難しくしていたとして評価基準の簡略化を歓迎する意見や、グッド・プラクティスにインデックスを付してアクセスしやすくする点、オンライン基盤の段階的な構築を歓迎する意見が出された。一方で、オンライン基盤の運用にランニングコストがかかることへの懸念や、コミュニティが利用しに

くいことから多言語対応の必要性を指摘する意見もあった。事務局からは、オンライン基盤構築のための財源を募集しているとの発言もあり、これに対してオランダが財政的支援を検討していると述べている。決議案は変更なしに採択され<sup>32)</sup>、グッド・プラクティスの新たな評価基準については、運用指示書第7段落の変更として以下のように提案されている（追加された部分を下線、抹消された部分を取消線で表示）。

I.3 条約の原則及び目的を最もよく反映したプログラム、プロジェクトまたは活動の選定

7. 政府間委員会に提案されたプログラム、プロジェクトまたは活動の中から、政府間委員会は、次のすべての基準を最もよく満たすものを選択するものとする。

P.1 G.1 当該プログラム、プロジェクトまたは活動が、条約の原則及び目的を反映し、条約第2条第3項に定義される保護に関するものであること。

P.2 ~~当該プログラム、プロジェクトまたは活動は、地域、小地域及び／または国際レベルにおいて、無形文化遺産保護のための取組の調整を促進するものであること。~~

P.3 ~~当該プログラム、プロジェクトまたは活動は、条約の原則及び目的を反映していること。~~

P.4 G.2 当該プログラム、プロジェクトまたは活動が、当該無形文化遺産の存続に貢献する有効性を実証していること。

P.5 G.3 当該プログラム、プロジェクトまたは活動が、関係するコミュニティ、集団、または該当する場合には個人の参加を得て、かつ、その自由、事前、持続的かつ十分な情報に基づく同意に基づいて実施されている、または実施されてきたものであること。

P.6 ~~プログラム、プロジェクトまたは活動が、場合によっては、保護活動のための小地域、地域または国際的なモデルとなり得ること。~~

P.7 G.4 締約国、実施機関、コミュニティ、集団、または該当する場合には個人は、そのプログラム、プロジェクトまたは活動が採択された場合には、ベストグッド・プラクティスの普及のために調整し、協力する意思があること。それらは、場合によっては、地域、小地域、地域または国際レベルにおいて、保護の活動の発想の源となること。

P.8 ~~そのプログラム、プロジェクトまたは活動は、その成果の評価を受けうる経験に特徴づけられること。~~<sup>33)</sup>

### 2-3 評価機関の設置（議題17）

前述したように、評価機関は委員国以外の締約国の専門家6名、認定NGOについて6団体の合計12名から構成される。運用指示書は、評価機関の構成員の任期は4年を超えてはならない<sup>34)</sup>と定めており、毎年政府間委員会で、12名の構成員の4分の1ずつが改選される。今回は、選挙グループI及びIIの認定NGO、選挙グループV(a)の委員国以外の締約国の専門家<sup>35)</sup>の合計3名が改選対象となった。選挙グループV(a)は立候補した専門家が1名であったため、無投票で決定された。選挙グループIは2団体、選挙グループIIは3団体のNGOが立候補したことから、会場で委員国による秘密投票が実施され、2団体の認定NGO（Conseil québécois du patrimoine vivant（選挙グループI）、Czech Ethnological Society（選挙グループII）、委員国以外の締約国から専門家1名（選挙グループV(a)、

Mr. Herbert Chimhundu (ジンバブエ) が選出された。

## 2-4 第19回政府間委員会会合の開催地、ビューローメンバーの決定 (議題18、19)

2024年の第19回政府間委員会会合について、パラグアイから招致への関心が表明され、同国の首都アスンシオンでの開催、会期を同年12月2日(月)～7日(土)とすることが決議された(議題18)<sup>36)</sup>。ビューローメンバーのうち議長はH.E. Ms. Nancy Overlar de Gorostiga (パラグアイ)、副議長国はドイツ(グループI)、ウズベキスタン(グループII)、ベトナム(グループIV)、アンゴラ(グループV(a))、モーリタニア(グループV(b))、ラポルトウールがMs. L'ubica Volanska (スロバキア)と決まった(議題19)<sup>37)</sup>。

## 3. 第18回政府間委員会会合における議論

第18回政府間委員会会合は、会期直前に開催場所のホテルが変更されたことに伴う会場設営の遅れによって、審議の開始が1日遅れ、審議初日には夜間セッションが22時まで行われるなど、当初は運営上の混乱が生じた。しかし、その後の審議は順調に進行し、結果的には、当初の会期よりも1日早くすべての審議が終了した。その理由は、一覧表記載やグッド・プラクティスの提案に対する評価機関の評価がすべて肯定的であったために、例年の委員国による逆転記載を目的とした発言がなかったことにほぼ尽きるのだが、本章では、今回の比較的平穏な審議においても見られた課題について述べることにする。

### 3-1 一覧表への記載、取り組みの選定への提案の評価・審議に関して

評価機関の活動(議題8)について、これまで、評価機関の情報照会勧告を政府間委員会が覆して記載(選定、承認)されることが課題とされてきた。例えば、前回の第17回政府間委員会会合では、代表一覧表への記載提案について、14件の情報照会が勧告された案件のうち半数の7件について政府間委員会が記載を決議した(5件は情報照会勧告を受け入れ、2件は政府間委員会の審議前に取り下げ)。しかし、2023年サイクルの評価機関は、ダイアログ・プロセスの対象となった12件を含め、今回の政府間委員会会合での審議対象となった全案件56件に対して肯定的な評価を与えたため、政府間委員会が評価機関の勧告を覆すまでもなく、全関係者が喜びのスピーチを行い、演奏し、踊り、あるいは映像を上映した。筆者は2011年から無形文化遺産保護条約の政府間委員会会合を傍聴しているが、これまで今回のような評価となったことはなかった。評価機関の評価を覆す必要もなく、こぶしを振り上げる機会を無理やり得ようとしたのか、一部の委員国はダイアログ・プロセスの結果の共有のタイミングが遅かったことを問題としたほどである。結局、多くの委員国にとっての課題とは、自国もしくは応援を依頼された締約国の案件の記載に尽きるのであろう。

委員国がダイアログ・プロセスの成果を称賛する一方で、評価機関はこのような評価となったことについて、ダイアログ・プロセスのほか、2023年サイクルが新たな評価基準への移行期間であることも理由であると述べている<sup>38)</sup>。特に、これまで多くの提案書で課題が指摘されてきた基準R.2は、定義

が大きく変わるため課題を指摘しなかったという。次回のサイクルで審議の対象となる提案からは提案書の書式が変わり、特にR.2に関しては定義が変わる過渡期で、現行の評価方法で情報照会などとするには意味がないというのは筋が通っている。一方で、評価機関はR.5 (U.5) に関して、全ての国が目録について正しく理解しており、R.3、R.4 (U.3、U.4) においてもコミュニティの役割に関して22件の質問を送付したものの、全て満足のいく回答が得られたと述べており、締約国の提案書作成のスキルの向上、もしくは、コミュニティの関与の状況や、目録の作成・更新状況が改善されたことも考えられる。

今回評価の対象となった案件には、家族に関する案件が31件（全体の56%）という多数が含まれることが評価機関から指摘されている<sup>39)</sup>が、その中には無形文化遺産としての適切性に疑問を感じた案件があった。具体的には、コロンビア、キプロス、ドイツ、キルギス、ルクセンブルク、ナイジェリア、スロベニア、トーゴが提案した「助産：知識、技能及び実践」である。当該案件に対して評価機関は、全ての評価基準について提案書の内容を認めたとうえで、「締約国が、ジェンダー平等性、伝統的知識、女性のためのヘルスケア、持続可能な開発目標の実施に対する生活遺産の貢献を強調した、よく準備されたファイルとビデオを称賛する<sup>40)</sup>」「さらに、締約国が、六つの選挙グループのうち五つの選挙グループの国々が参加する、複数国による提案の良い見本となるような提案書を作成したことを称賛する<sup>41)</sup>」と述べる。選挙グループ（≒地域）をまたいでの複数国による提案は、国際的な連携の強化の意味で確かに称賛に値するかもしれない。また、関係締約国から提出された提案書には、「Midwifery includes medicinal and evidence-based practice grounded on selected traditional knowledge, skills and techniques. The element is adapted in response to the social, cultural, and natural contexts of different communities. As such, it can also include accumulated knowledge on traditional medicine and on medicinal plants and herbs, in order to facilitate childbirth, relieve after-birth pain, improve breastfeeding, and treat various ailments of mothers and their children. Furthermore, the element entails specific cultural practices, vocabulary, knowledge, skills, symbolic celebrations and rituals, such as cutting the umbilical cord.<sup>42)</sup>」（助産には、選ばれた伝統的な知識、技術、技能に基づいた、医学やエビデンスに基づく実践が含まれる。この案件は、様々なコミュニティの社会的、文化的、自然的背景に適応している。また、出産を促進し、産後の痛みを和らげ、母乳育児を改善し、母子のさまざまな疾患を治療するための、伝統医学や薬草・ハーブに関する知識の蓄積も含まれる。さらにこの案件には、特定の文化的慣習、語彙、知識、技術、象徴的な祝賀、へその緒を切る儀式などが含まれる。）との記述がある。また、一部のコミュニティが、International Confederation of Midwives（国際助産師連盟、ICM）に加入しているとも述べている<sup>43)</sup>。しかし、実践がどのように医学やエビデンスに基づいた行為であるのかについて、提案書から情報を読み取ることはできなかった。

一覧表記載のための提案書に関係締約国が記述すべき内容<sup>44)</sup>は、コミュニティが案件の記載に同意し、提案の手続きに協力しており、案件が国の目録に掲載され保護の対象となっており、案件の記載が無形文化遺産全般の可視性向上に貢献する、無形文化遺産保護条約第2条に示す無形文化遺産であることなど、運用指示書が示す評価基準を満たしていれば一覧表への記載が可能である。当該案件は

確かにそれらの基準を充足していることになる。提案書に記述欄が存在しないことも理由であるとはいえ、健康増進の効果があるのか、少なくとも健康に対する害がないのかどうかについては提案書に明示する必要があるのではないか。防災の分野ですら、UNESCOは関連の民間伝承を重視する傾向にある。例えば、『Living heritage and emergencies』<sup>45)</sup>では、「In relation to disasters, living heritage – and particularly knowledge and practices related to the environment – can be a critical tool for disaster risk reduction strategies to directly increase resilience and reduce vulnerability.」（災害との関連において、リビング・ヘリテージ、特に環境に関する知識や慣習は、災害リスク軽減の戦略にとって、直接的にレジリエンスを高め、脆弱性を軽減するための重要なツールとなり得る。）と述べている。現在の日本において、防災に関する民間伝承をうのみにすることはありえないだろう。知識や慣習が防災に果たす役割は全体として称賛するのではなく、事例ごとに批判的に検証する必要があるはずだ。その意味で、医療水準が多様<sup>46)</sup>な複数の締約国による提案を手放して称賛することは、非常に危うい行為であると感じるし、誕生に関連する一方で母子の生命の危険も大きい出産という行為に着目した案件に対し、評価機関から全く批判的な意見がなかったことに危惧の念を抱く。健康や命に関連する案件に対しては、それが科学的に正しい実践であるのかどうか、十分な証拠を求める必要があると考える。

国際助産師連盟は「Heritage and Culture in Childbearing」（出産における伝統と文化）において、助産師が、妊娠と出産を取り巻く文化的伝統と慣習の存在を認識したうえで、女性や出産を迎える家族に害とならない慣習を尊重する一方で、害がある場合には地域社会と連携して有害な慣習を廃絶する、と述べている<sup>47)</sup>ことは、無形文化遺産のコンテキストにおいても重視すべきであろう。その一方で、2023年11月14日付の「Why UNESCO Recognition Matters to Advancing Midwifery」<sup>48)</sup>において同連盟は、当該案件の記載に対する強い支持を表明しており、UNESCOの無形文化遺産のステータスの影響力を思い知らされた。「代表」一覧表であるということは、記載されたコミュニティのみならず、彼らが廃絶すべきであるとする有害なものも含め、関連する全ての行為を肯定する可能性があることの重大性を認識すべきである。さらに言えば、無形文化遺産が動的で、ある時点の状態で固定化してはならない存在だといっても、常に進歩し続ける医療行為は国が文化遺産の目録に掲載し、保護の対象とすべき無形文化遺産なのだろうか<sup>49)</sup>。そして、当該案件のように実践の在り方が締約国ごとに大きく異なる場合にも、複数国による提案が可能なのだとしたら、人が必ず経験する、誕生や死にまつわるあらゆる行事を多数の締約国が共同で提案できるようなにも思われる。そのような提案は、文化の多様性を尊重しているといえるのだろうか。無形文化遺産の概念の拡大と「何でもあり」とは異なるのではないか。

健康に関連した案件ではほかに、「慈悲深い都市ヘルスにおける養護制度の遺産の保護：地域に根ざしたケアモデル」（ベルギー）がグッド・プラクティスに選定されている。精神的な課題を抱える人々を地域の各家庭で療養させるという取り組みで、無形文化遺産かと問われるとそうではないようにも見える。この案件について評価機関は、例えば評価基準P.3について「The Geel model demonstrates the importance of intangible cultural heritage in bringing people together, ensuring exchange and fostering understanding, as stated in the 2003 Convention's preamble.」<sup>50)</sup>（条約の前文



で述べる、人々を連携し、交流や理解の醸成を確保するという無形文化遺産の重要性を示している)と評価する。しかし、このような性質を持つ活動は無形文化遺産に限らない。一方で、政府当局のもとで長期にわたり地域のコミュニティが実践、伝承するプログラムであり、「助産：知識、技能及び実践」と比較すれば実践の性質、関係コミュニティは明確ともいえる。また、すでに「ヨガ」や「ヌア・タイ、伝統的なタイマッサージ」などが代表一覧表に記載されており、今後、湯治<sup>51)</sup>など心身のケアや余暇を目的とした案件が提案された場合に、このベルギーの案件がそれらと論理的に区別できるかどうか、筆者には確証が持てない。

前述の「助産：知識、技能及び実践」もその一つであるが、今回は複数国による提案が、前回の14件に匹敵する13件という多数に上った<sup>52)</sup>。しかも、アゼルバイジャンやトルコが4件の提案の関係締約国となっているほか、ドイツ、ルクセンブルク、イタリア、イラン、タジキスタンが3件など、複数国による提案を複数行った締約国があり、あたかも、複数国による提案が、同一締約国が同一年に複数の提案を行うため、また隔年ではなく連続した年に提案を行うための方便として用いられているかのようにも見える。運用指示書第13段落には「States Parties are encouraged to jointly submit multi-national nominations to the List of Intangible Cultural Heritage in Need of Urgent Safeguarding and the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity when an element is found on the territory of more than one State Party.」(ある案件が複数の締約国の領域で見いだされる場合、締約国は、緊急保護一覧表および代表一覧表への複数国による提案を共同提出することが奨励される。)とあり、複数国による提案が奨励されていることは確かである。しかし、複数国による提案が審議対象となる優先度は(ii)と比較的高く、そのために、提案の経験が豊富な関係締約国<sup>53)</sup>が年に3件～4件と多数の提案を行った結果、少数の案件しか一覧表に記載していない締約国が審議から排除される<sup>54)</sup>のだとすれば、複数国による提案の優先度を下げるなどの配慮が必要ではないだろうか。

### 3-2 紛争時の無形文化遺産

2022年7月1日に開催された政府間委員会の第5回特別会合では、「ウクライナのボルシチ料理の文化」が緊急保護一覧表に記載された。今回の政府間委員会会合では、議題5「事務局による自らの活動についての報告 2022年1月～2023年6月」で、事務局からウクライナの無形文化遺産に対する支援の実施が報告されたことを契機に、チェコ、ドイツ、スロバキアから、ウクライナからルーマニアやスロバキアに避難してきた人々に対する支援を行っているとの発言があった。また、議題7a「緊急保護一覧表記載案件の現状に関する締約国の報告の審議」ではウクライナから、子供を対象としたボルシチに関する教育プログラムが実施されていることについてのビデオによる報告が行われた。ロシアに対しては、このビデオにおける、案件の記載がロシアの侵攻という例外的な状況で行われたことを注意喚起したいとのウクライナの発言や、チェコからのロシアのウクライナからの撤退を要求する発言があったにとどまり、いずれの当事国からも出席がなかった<sup>55)</sup>こともあり、非難の応酬はなかった。

議題5では、委員国のモロッコが発言を要請する形で、委員国や事務局の発言の後にオブザーバー

締約国のパレスチナに発言の機会が与えられた。パレスチナからはガザ地区の状況について、イスラエルの攻撃により5件の博物館（ただし、日々状況が変わるので正確ではないかもしれないとのこと）や劇場、図書館、モスク、病院、学校が破壊されており、政府間委員会が紛争時の無形文化遺産により着目することを望み、イスラエルを非難すると述べた。これに対しては委員国のドイツが即座に反応し、ドイツは関係者との話し合いを行い、当該地区に対して支援を行っている一方、イスラエルに対しハマスの奇襲が行われ、ハマスが女性や子供を傷つけている、約束の地にイスラエルは建設された、プロパガンダで私たちは分断されてはいけない、と述べたが、パレスチナがさらに、自らの発言は調査に基づくもので、ドイツという国名は挙げなかったものの、さきの発言は許容されず恥ずべきであると反論した。またパレスチナは、「ダブケ、パレスチナの伝統的な舞踊」を代表一覧表に記載した際のステートメントでも、文化省の関係者が攻撃で負傷したため会合の場に来られなかったことや、その他の関係者や踊り手にも来られなかった者がいたことを紹介している。

ドイツの一貫したイスラエル擁護の態度には、かつてのホロコーストへの反省、反ユダヤ主義台頭への警戒など<sup>56)</sup>が背景にあるとされる。2023年10月17日、ドイツのショルツ首相はイスラエルを訪れた際に、「イスラエルとその国民の安全保障はドイツの国是だ」と発言している<sup>57)</sup>。しかし、一方の当事国であるイスラエルは無形文化遺産保護条約の締約国ではなく、会合に参加もしていなかった<sup>58)</sup>。にもかかわらず、会合のサマリーレコードに残すためなのか、あるいは自国や他の締約国に呼びかけるためなのか、会場からの支持が全く得られない<sup>59)</sup>イスラエル擁護の発言を行うこと以上に、この発言をするために政府間委員会会合において自由に発言可能な委員国の特権を行使していること、さらにはこの発言はいずれの側の無形文化遺産の保護とも無関係であることから、発言の正当性に疑問を感じざるを得なかった。

### 3-3 サイドイベント、認定NGO

今回、2019年以来4年ぶりに現地での会合の傍聴がなかったことから、サイドイベントへの参加の機会を得ることができた。サイドイベントとは昼休み<sup>60)</sup>や夜間など、会合の開催期間、審議の時間外に行われる催しである。今回の政府間委員会会合では、非政府機関の会合や、UNESCOによる紛争時の無形文化遺産の保護に関するセミナー、スペインにおける無形文化遺産の保護に関するセミナーといった講義のほか、マレーシアの劇メク・ムルンなど一覧表に記載された案件の上演、やはり一覧表に記載されたリトアニアのソダイ・ストロー・ガーデン制作の講習会といった多岐にわたるイベントが開催された<sup>61)</sup>。サウジアラビアは野外に屋台を出してハリース<sup>62)</sup>をふるまい、パビリオンでも多くの種類の伝統的な料理や菓子などを無償で提供した<sup>63)</sup>。

会合は24か国の委員国で構成される政府間委員会が主役であり、基本的には予め決められた議題を審議する場であるが、サイドイベントでは事前に申し込めば、無形文化遺産に関連した展示、セミナー、講義、実演、映像上映など<sup>64)</sup>を行うことが可能である。前原・二神（2023）<sup>65)</sup>が指摘するように、政府間委員会会合には無形文化遺産の実務や研究に携わる関係者が多数参加しており、その情報発信の効果は極めて高いといえる<sup>66)</sup>。今回も、旧知の外国の政府機関関係者、あるいはバスに乗り合わせた初対面の専門家から、日本の無形文化遺産保護の現状について質問を受けることがあった。日

本からの情報発信が潜在的に求められており、日本の関係者もサイドイベントの機会を活用し、実演やセミナーなどを通じて情報発信を行うことで、各国の関係者の要望に応えることもできるのではないか。

日本と無形文化遺産保護条約とのかかわりという点では、現在206団体を数える認定NGOに、日本のNGOが一つも含まれない<sup>67)</sup>ことも課題といえよう。認定NGOは一覧表への記載の可否を評価する評価機関の構成メンバーになることができるほか、今後は提案の評価のみならず、記載後の案件の状況のモニタリングの役割<sup>68)</sup>を期待されるなど、条約の履行に対する助言の範囲が拡大している。筆者の所属する東京文化財研究所の、無形文化遺産部の研究者によれば、専門分野ごとに学会が細分化されていること、言葉の壁、政府の活動に関与することへの抵抗感などが、日本から認定NGOが現れない原因として考えられるようだ。しかし、無形文化遺産条約への関与のチャンネルが日本政府に限定されていることは、日本にとっても条約にとっても望ましいとは言えない。日本では一般に、実践を重視する一方で理念を机上の空論として軽視しがちであるが、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の設定や対応を見てもわかるように、国際社会においてはまず理念を語らなければならない。一方で、実践が伴わなければ理念はまさに机上の空論と化す。多くの実践の経験を有する日本の専門家たちが、自国の案件の記載にとどまらず、無形文化遺産保護条約の履行の在り方全般に対して関与することが、条約の理念と実践のギャップを埋める意味でも有益であると考えられる。

#### 4. 今後に向けて

本稿では、無形文化遺産の保護に関する第18回政府間委員会会合での議論の概要や課題について述べた。今回審議対象となったすべての提案に対して評価機関が肯定的な評価を下したことで、会合の場で政府間委員会の信頼性が問題とされることは全くなく、議長が、評価機関が不記載を勧告した、または情報照会を勧告した提案で満たされなかった評価基準が二つを超えるものは記載を決議しないという、政府間委員会のいわゆる「紳士協定」について説明しようとして、今回はその機会はないと述べたほどであった。評価機関のこのような評価の理由には、評価基準の内容が次回から変更されるため、現行の評価基準に基づいて情報照会とするのが無意味であること、その評価基準がこれまで多くの提案書で問題が見いだされたR2であった点が大きく影響している。しかし、ダイアログ・プロセスによって記載に足る情報が得られたこと、目録作成や更新頻度に関してはほとんど問題が見られなかったことは、無形文化遺産保護条約や提案書作成への締約国の理解の深化も感じさせた。次回からは新しい評価基準、書式による提案書が評価の対象となるので、各締約国の提案を評価機関がどのように評価し、政府間委員会が決断を下すのかに着目したい。

また、少なくとも筆者には従来の無形文化遺産の概念からは逸脱したように見えた、現代の医療行為や伝統的なケアを一括で「助産」として提案した案件が記載された。同時に、コミュニティの範囲があまりに広いことが、案件の性質を不明瞭にしていた。医療行為が無形文化遺産なのかということのほか、本来、多様な性質を持っていたはずの実践が、単一の案件になってしまったことで多様性が損なわれたようでもあり、科学的な根拠が十分に提示されておらず、人権の尊重という点でも課題が

残る。一方で、このような異分野からのアプローチは、UNESCOの無形文化遺産保護条約の世界的な影響の大きさを感じさせた。「複数国による提案」「その場合の関係締約国間の状況の差」「実践における人権の保護」「無形文化遺産とは何か」など、多くの課題が盛り込まれた興味深い提案であったともいえ、このような案件の一覧表への記載が及ぼす影響にも注目していきたい。

さらに、無形文化遺産保護条約の一覧表作成メカニズムに関する多様な課題に対処するための世界的な検討が、スウェーデンが主導するreflection for a broader implementation of Article 18 of the Convention（無形文化遺産保護条約第18条のより広範な履行）に移行し、評価基準の整理統合、事例の共有のためのオンライン基盤の構築といった、グッド・プラクティスの活用に向けた改革や提案が行われている。日本からこれまで提案・選定されたグッド・プラクティスはまだないが、今後は、取り組みのグッド・プラクティスへの選定を通じた無形文化遺産保護条約の履行への貢献を期待する。

取り組みのグッド・プラクティスとしての提案以外にも、認定NGOとしての無形文化遺産保護条約の履行への関与、サイドイベントの開催など、無形文化遺産の保護に関する日本からの情報発信の機会として活用されていない手法がまだある。無形文化遺産保護条約の成立に寄与した日本が、無形文化遺産の保護において各締約国が参考とできるような情報を、様々な手段を用いて発信することを期待する。無秩序にも思える無形文化遺産の「概念の拡大」は、そのことによって不利益を被る者がいないように見えるので、止まることはないだろう。また、2003年の無形文化遺産保護条約の成立からすでに20年が経過した今の時点で「日本が考える無形文化遺産」を押し付けることも現実的ではない。それでも、無形文化遺産をどのように認識し、保護し、伝承していくのかについて、経験を地道に伝えていくことで、何もアクションを起こさなければ消滅してしまうかもしれない世界各地の実践の伝承に寄与していくことが、日本の関係者の役割なのではないだろうか。

最後に、ボツワナ出張中の議論を通じて多くの示唆を賜った前原恵美氏に対し、心から感謝の意を表します。

#### 《注》

- 1) UNESCO無形文化遺産保護条約ウェブサイト (<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/convention-safeguarding-intangible-cultural-heritage#item-1>、2024年1月10日閲覧) に記載されている件数に基づく。リビアが2023年11月10日に同条約を批准、締約国は前回の報告から1か国増えた。
- 2) The 2003 Convention reaches 175 State Parties! (<https://ich.unesco.org/en/news/the-2003-convention-reaches-175-state-parties-00255>) に、「On September 5, Suriname became the 175th State to join the 2003 Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage bringing the convention close to attaining universal ratification. [筆者注：2017年] 9月5日、スリナムが175番目の無形文化遺産保護条約加盟国となり、条約の普遍的な批准に近づいた。」の文言がある。
- 3) 久保田裕道 (2022)：無形文化遺産としての「生活文化」。無形文化遺産研究報告、16、pp.87-101 において、『平成27年度伝統的生活文化実態調査事業報告書』（文化庁文化財部）の冒頭の部分「背

景と目的」に、この調査が「[現行の文化財保護体系では、これら伝統的生活文化を適切に対応することができない]」ことが理由で「制度改正等の必要性を検討するため」に行われているのであり、その要因がユネスコの無形文化遺産にあるとはっきりと書かれている」と述べ、文化財保護法改正の目的の一つに代表一覧表記載があることを指摘する。

- 4) 政府間委員会の議長を選出した選挙グループを除く。そのため、今回はボツワナが属するグループV (a) からは副議長を選出しない。
- 5) ただし、北米のアメリカ合衆国、カナダのいずれも無形文化遺産保護条約の締約国ではない。
- 6) 北アフリカのアラビア語圏を除く地域。
- 7) 100,000米ドルを超えない額の国際的援助要請を承認するかどうかは、ビューロー会議で検討される。
- 8) シーリングの件数は2年ごとに見直される。第15回政府間委員会では見直しが行われ、優先度 [0] の締約国からの案件だけでも50件を超えたことから、60件となった。
- 9) DECISION 17.COM 15 第5段落。ただし、同一の優先度の提案について合計60件にするために一部を審議対象から外す対応はしないため、60件を超える提案を扱うことがありうる (DECISION 17.COM 15 第6段落)。
- 10) 運用指示書第34段落
- 11) LHE/23/18.COM/8 第7段落
- 12) 2015年には10件、2016年は3件、2017年は10件、2018年、2019年はいずれも3件であった。審議件数のシーリングの範囲に収めるためにこの件数は毎年見直される。
- 13) 保有案件のシーリングの条件が「ゼロ」であったために、ごく少数の案件しか持たない多くの締約国も後優先とされた。
- 14) 2024年1月10日現在、提案書の審議の優先度を示す文書がウェブ公開されていないため、第18回政府間委員会会合での審議に向けて提案書を提出したものの、審議対象外となった締約国の一覧を示すことはできない。しかし、日本が2022年3月に代表一覧表への記載を提案した「伝統的酒造り」(「伝統的酒造り」のユネスコ無形文化遺産代表一覧表への提案、外務省ウェブサイト [https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6\\_001079.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press6_001079.html)、2024年1月11日閲覧) が、今回の会合での審議対象から外れていることから、例年と同様に優先度の低い提案が審議対象とされなかったと考えられる。
- 15) DECISION 8 COM 10
- 16) Submitting States and priorities for 2024 cycle (<https://ich.unesco.org/en/submitting-states-and-priorities-2024-01304>、2024年1月10日閲覧。今後、閲覧できなくなる可能性がある) によれば、2024年の政府間委員会会合での審議について、優先度(0)に該当する提案は31件、優先度(i)は9件(緊急保護一覧表への記載提案3件を含む)、複数国による提案12件(優先度(ii))、優先度(iii)以下が9件である。また、シーリングの適用外となる拡張提案が6件ある。
- 17) LHE/23/18.COM/8 第34段落 ii
- 18) 同 iii

- 19) 同 第33段落
- 20) 同 第23段落
- 21) 同 第25段落
- 22) 同 第24段落
- 23) 同 第28段落
- 24) 同 第29段落。なお、この指摘は、カメルーンの提案「ニュオン、バムーンのコミュニティでの統治の儀礼と関連の表現」に関連したものと思われるが、これまでもシャマンの存在を前提とする案件は記載されている（Duve into intangible cultural heritage! <https://ich.unesco.org/en/dive>などを参照）。また、キリスト教においても死者の復活や奇跡の存在を前提とした儀式や祭りが存在し、それらが無形文化遺産の一覧表に記載されていることについて、評価機関がどのように考えるのかが興味がある。両者の違いは、超常的な能力を持つとされるのが今生きている人間なのかどうかに過ぎないようにも見える。超常的な能力と実践との関連が明確に示されれば問題ないということなのかもしれないが。
- 25) LHE/23/18.COM/8 第11段落によれば、ダイアログとして関係締約国への質問が2023年6月26日に送付され、8月4日が締め切りとされた。
- 26) LHE/23/18.COM/11 第1段落
- 27) 同 第2段落
- 28) 同 第5段落～第6段落
- 29) 同 第7段落～第8段落
- 30) 同 第10段落
- 31) 同 第13段落～19段落
- 32) DECISION 18.COM 11
- 33) 同 Annex II - Proposed amendments to the Operational Directives for the implementation of the Convention
- 34) 運用指示書第28段落
- 35) 2022年の締約国会議でエチオピアが委員国に選出されたために、選挙グループV (a) に属するエチオピアの専門家が辞任し、2022年の政府間委員会会合で同選挙グループの専門家が新たに選出されたが、その任期は前任者の残りの分（1年）とされた。
- 36) DECISION 18.COM 18
- 37) DECISION 18.COM 19
- 38) 会合で委員国の質問に答える形で発言したほか、LHE/23/18.COM/8 第35段落において、R.2（可視性）については情報照会と判断する評価基準として考慮しなかったと記述している。
- 39) LHE/23/18.COM/8 第22段落
- 40) DECISION 18.COM 8.b.26 第4段落
- 41) 同 第5段落
- 42) RL 2023 - no. 01968 5ページ

- 43) 同 2ページ
- 44) 運用指示書第2段落
- 45) UNESCO (2022): Living heritage and emergencies, 9p, <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000381248>
- 46) 女性を取り巻く状況もまた多様である。米国政府の委員会である欧州安全保障協力会議 (Commission on Security and Cooperation in Europe) は、当該提案の関係締約国の一つのキルギスでは、特に地方において、女性を誘拐し強制的に婚姻させる行為の存在を指摘、このような行為は女性の人権を侵害するだけでなく、高い割合の女性のうつ病や自殺、家庭内暴力や離婚、さらには新生児の低体重の原因にすらなっている可能性がある」と述べる。また、誘拐婚は公的な手続きではないため、離婚した場合に子供の養育などに対する公的支援が受けられない問題もある (Commission on Security and Cooperation in Europe (2017): Bride Kidnapping in the Kyrgyz Republic <https://www.csce.gov/articles/bride-kidnapping-kyrgyz-republic/> 2024年2月24日閲覧)。評価機関の評価は提案書と付属資料のみに基づいて行わなければならない、個人的に有する知識は評価にあたって考慮してはならない。したがって、このような行為の有無は提案書に記述がない限り、評価の結果を左右しない (第三者からの正式な書簡が送られれば関係者に共有されるが、影響を及ぼすことはほとんどない)。また、未婚の女性を誘拐することと妊婦をケアすることとは必ずしも矛盾しないかもしれない。それでも、当該締約国の社会が真に妊婦を尊重しているのかどうか疑問には感じる。
- 47) 所信声明 出産における伝統と文化 Heritage and Culture in Childbearing (公益社団法人日本看護協会、公益社団法人日本助産師会、一般社団法人日本助産学会 訳) [https://www.midwife.or.jp/user/media/midwife/page/kokusai-katsudo/2017belief\\_expressed\\_14.pdf](https://www.midwife.or.jp/user/media/midwife/page/kokusai-katsudo/2017belief_expressed_14.pdf) (2024年2月23日閲覧)
- 48) Why UNESCO Recognition Matters to Advancing Midwifery <https://internationalmidwives.org/why-unesco-recognition-matters-to-advancing-midwifery/> (2024年2月23日閲覧)
- 49) 無形文化遺産保護条約第1条は無形文化遺産を、「慣習、描写、表現、知識及び技術並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。」と定義する。また、明示される分野として第2条に (a) 口承による伝統及び表現 (無形文化遺産の伝達手段としての言語を含む。) (b) 芸能 (c) 社会的慣習、儀式及び祭礼行事 (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 を挙げており、筆者はこれらの定義や関連分野と先進医療との親和性を感じないが、先進医療が知識や技術であることは否定できない。日本の無形文化遺産分野の専門家各位の意見を伺いたい。
- 50) DECISION 18.COM 8.c.4 第2段落
- 51) 筆者は今のところ具体的な取り組みを把握していないが、世界遺産一覧表にはすでに「The Great Spa Towns of Europe」(欧州の大温泉都市群) が登録されており、無形文化遺産と世界遺産とのシナジーが推奨される現状を考えればありえないことではない。
- 52) LHE/23/18.COM/8 第32段落

- 53) LHE/23/18.COM/8 第32段落において評価機関は、「The Body noted, in some instances, an imbalance in how State Parties explained their roles in the nomination process as a whole.」と、一部の提案において、関係締約国間で提案プロセスにおける関与の程度に差があることを指摘しており、経験のある締約国が一方的に主導した提案の存在が透けて見える。
- 54) files from States with the fewest elements inscribed and best safeguarding practices selected, in comparison with other submitting States during the same cycle. (同一サイクルにおいて提案を行った他の締約国と比較して最も少ない一覧表記載案件及びベスト・プラクティスを有する締約国からの提案) は優先度(iii)とされ、複数国による提案の優先度(ii)より低い。
- 55) ロシアは無形文化遺産保護条約を批准していないが、人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言から代表一覧表に2008年に移行した案件が2件 (Cultural space and oral culture of the Semeiskie (セメイスキエの文化空間及び口承文化)、Olonkho, Yakut heroic epos (オロンコ、ヤクートの英雄叙事詩)) あるため、案件の状況について定期報告を行っており、会合にオブザーバーとして参加することがある。
- 56) たとえば、〈社説〉週のはじめに考える ホロコーストの呪縛 東京新聞 2023年12月17日07時44分 <https://www.tokyo-np.co.jp/article/296543> (2024年2月23日閲覧)
- 57) イスラエルを支持するドイツ ホロコーストへの反省の影で新たな差別 毎日新聞 2024年1月24日05時00分 <https://mainichi.jp/articles/20240120/k00/00m/030/010000c> (2024年2月24日閲覧)
- 58) List of participants of the eighteenth session of the Intergovernmental Committee <https://ich.unesco.org/en/list-of-participants-01319> (2024年2月15日閲覧)
- 59) パレスチナの発言の最後には会場から大きな拍手が起き、ドイツの発言には全く拍手が起きなかった。
- 60) 政府間委員会会合のプログラムでは昼休みは2時間とされ、比較的まとまった時間を確保できる。
- 61) Eighteenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage (Kasane, Republic of Botswana, 5 - 9 December 2023) Calendar of events <https://ich.unesco.org/en/calendar-of-events-01328> (2023年2月23日閲覧)
- 62) 麦と肉を長時間かけて炊いたハリースは、生成りの色のペースト状のおかゆのような見た目とは裏腹に、複雑な味で大変美味であった。映像や文章からこの食べ物の食感も味も伝えることは不可能である。豊かなサウジアラビアならではの取り組みともいえるが、実物の効果を強く感じた。
- 63) サイドイベントの様子と効果について、前原恵美、二神葉子 (2023) : ユネスコ無形文化遺産の保護に関する政府間委員会の傍聴、東京文化財研究所 活動報告 <https://www.tobunken.go.jp/materials/katudo/2057461.html> においても写真とともに紹介している。
- 64) Eighteenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage (Kasane, Republic of Botswana, 5 - 9 December 2023) Calendar of events <https://ich.unesco.org/en/calendar-of-events-01328> からダウンロードできる書式「PROPOSAL FOR A SIDE EVENT」の分類による。



- 65) 前原恵美、二神葉子 (2023) : ユネスコ無形文化遺産の保護に関する政府間委員会の傍聴、東京文化財研究所 活動報告 <https://www.tobunken.go.jp/materials/katudo/2057461.html>
- 66) 費用や手間をかけて招聘せずとも私たちが出向きさえすればその場に多数の関係者がいるのだから、これほど効率のよい情報発信手段もない。
- 67) Non-Governmental Organizations accredited to provide advisory services to the Committee <https://ich.unesco.org/en/accredited-ngos> (2024年2月23日閲覧)
- 68) LHE/19/NGO/2 第12段落

---

二神葉子 (東京文化財研究所 文化財情報資料部)

## Topics of the Eighteenth Session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage and Issues Raised in Discussions

FUTAGAMI Yoko

The eighteenth session of the Intergovernmental Committee for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage was held in Kasane, Botswana, from 5 to 8 December 2023.

At this session, all nominations were either inscribed, selected, or approved, following evaluation by the Evaluation Body. The Evaluation Body's positive recommendation to the Committee on all nomination files was largely based on the perspective that it would not be helpful to refer back the files to the States Parties concerned based on the present criteria since the contents of the criteria and the application format will be changed in the next cycle and the criterion that was evaluated was R.2, which has been found to have issues in many files until now. Nevertheless, the facts that sufficient information was obtained through the dialogue process and that almost no issues were found in terms of inventorying and the frequency of inventory updates suggest that the understanding of the States Parties to the Convention and their preparation of files have deepened.

Midwifery was one of the elements that was inscribed, nominated in a multinational file as constituting modern medical treatments and traditional care. Apart from the question of whether advanced medical treatment is an intangible cultural heritage, the combining of practices that were originally diverse in nature into a single file seemed to compromise their diversity, and the scientific basis for the nomination was not sufficiently presented, leaving issues to be addressed in terms of respect for human rights. At the same time, the approach that was made from a different discipline represented the global impact of the 2003 Convention. It can be said that the file was interesting in terms of the issues it raised, such as "multinational nomination," "differences in circumstances among the States Parties concerned," "protection of human rights in practice," and "definition of intangible cultural heritage."

In this context, there are still some unexploited means by which Japan can disseminate information on the protection of intangible cultural heritage, such as selecting good practices, accrediting NGOs, and holding side events concurrently with the sessions. The seemingly uncontrolled broadening of the concept of intangible cultural heritage is inevitable, as no one would suffer any disadvantages from it. It is also unrealistic to impose Japan's concept of intangible cultural heritage at a time when twenty years have already passed since the establishment of the Convention. Nevertheless, it is the role of Japanese experts to contribute to the transmission of

worldwide practices that might disappear if no action is taken, by sharing their experience on how to recognize, safeguard, and transmit intangible cultural heritage to future generations.